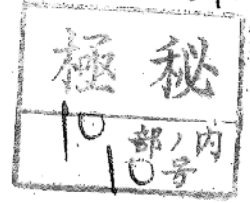


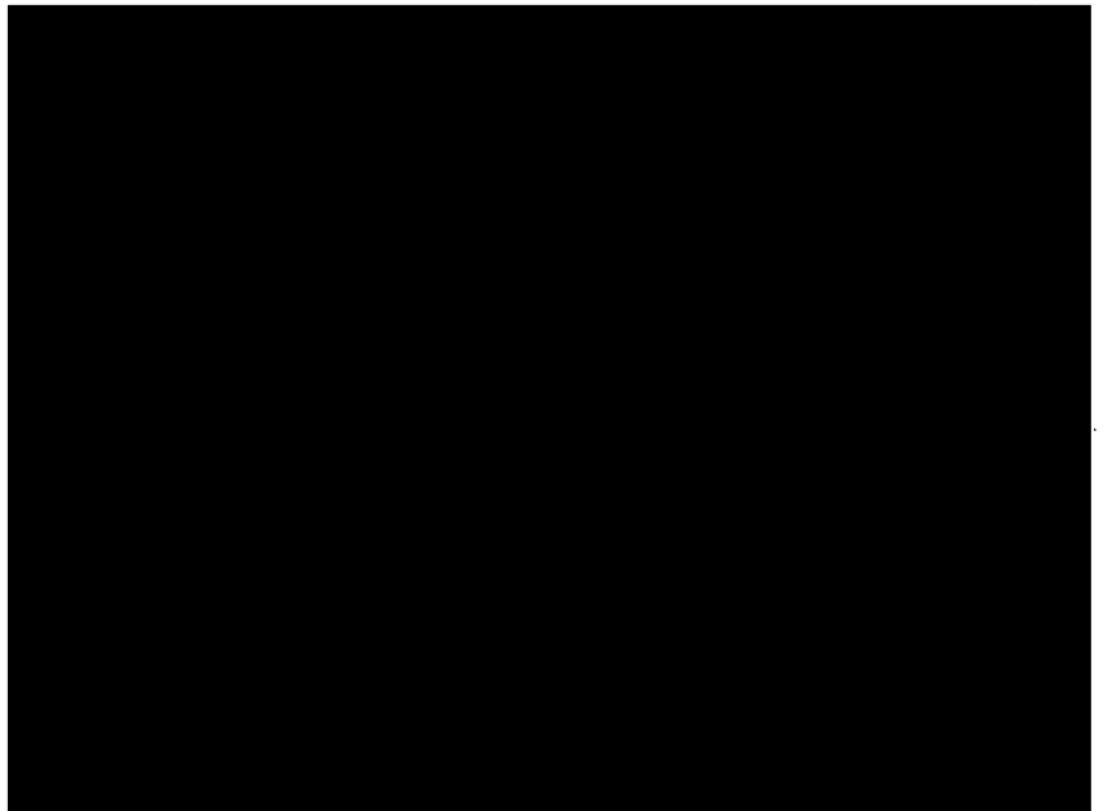
秘密指定解除
公文書監理室



日韓交渉における財産及び請求権
処理の範囲について

昭39.4.7
条 規

桑港平和条約第4条(a)に規定された財産及び
請求権の処理につき日韓間で取りきめるにあた
つて、その範囲について、次のような問題があ
り、検討を要する。



Ⅱ 人的範囲

第4条(a)の規定上、処理の対象となる財産・請求権の主体（及び客体）となる人的範囲は日本側（「日本国及びその国民」）については明確であるが、韓国側（「現に（これらの地域に）^政施設を行なっている当局及びその住民」）については次のような問題がある。

(1) 当局としての韓国政府

韓国政府が「当局」に当たるとは明らかであるが、旧朝鮮総督府の権利義務の完全な法的継承者と見なしうるかどうかの問題については、韓国政府を全朝鮮における唯一の合法政府と見る日本政府の立場からすれば、地域的性格をもたない旧朝鮮総督府関係の財産・請求権はすべて処理の対象

となると解すべきであろう。

(2) 住民の範囲

(1) 「住民」については、まず①旧朝鮮籍を有するもの、②現実の住所を有するもののいずれをさすかの問題があるが、第4条(a)の規定 (the residents thereof; les personnes résidant effectivement dans lesdites zones) 及び処理の実効性から考えて、現実に住所を有するものと解すべきであろう。

(2) 次に「住民」認定の時点としては①平和条約発効^時は、②特別取極締結時のいずれをさすかの問題があるが、処理の実効性から考えて「特別取極締結時の住民」と解すべきであろう。

(v) さらに「住民」の地域的範囲について

は、①韓国の法的領域としての朝鮮全域

の住民 ②韓国政府の有効な支配と管轄

の下にある地域の住民のいずれの立場を

とるかの問題があるが、請求権処理は韓

国政府の現実の支配の及ぶ範囲を考慮し

て行なうという政府の基本的立場から、

当然、後者の立場をとるべきであろう。

(それが具体的にどの範囲であるかは、

I に述べたところによることとなる。)